

社会福祉法人土佐市社会福祉事業団評議員等の報酬等に関する規程

制定 平成 22年 7月 14日

改正 平成 29年 1月 12日

改正 平成 31年 1月 24日

改正 令和 6年 2月 13日

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人土佐市社会福祉事業団（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「評議員等」という。）並びに入所検討委員会委員等の外部委員（以下「第三者委員」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬)

第2条 評議員等の報酬額は、次の各号に掲げる額を支給するものとする。ただし、土佐市長、土佐市副市長、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項の規定に基づく一般職員及び土佐市社会福祉事業団就業規則第3条の規定に基づく職員である者については、報酬を支給しないものとする。

- | | |
|--------------------|------------|
| (1) 常勤理事 | 月額500,000円 |
| (2) 非常勤理事 | 日額 5,000円 |
| (3) 監 事 | 日額 5,000円 |
| (4) 評議員 | 日額 5,000円 |
| (5) 第三者委員 | 日額 5,000円 |
| (6) その他理事長が必要と認めた者 | |

2 前項の規定に基づく報酬のうち日額のものは、その出務日数に応じて支給するものとする。

(手当)

第3条 常務理事には、社会福祉法人土佐市社会福祉事業団職員給与規程を準用して通勤手当を支給する。

(費用弁償)

第4条 評議員等及び第三者委員が職務のため出張した場合は、土佐市社会福祉事業団職員旅費規程に基づく費用を支給するものとする。

(支給方法)

第5条 報酬及び費用弁償は、評議員等及び第三者委員が会議に出席の都度、銀行振込により支給する。ただし、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規定は、告示の日（平成22年7月14日）から施行する。

附 則（平成29年1月12日改正）

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月24日改正）

この規程は、告示の日から施行し、改正後の社会福祉法人土佐市社会福祉事業団評議員等の報酬等に関する規程は、平成30年12月1日から適用する。

附 則（令和6年2月13日改正）

この規定は、令和6年4月1日から適用する。